

令和3年度
(2021年度)

第2回
高崎市国民健康保険事業の
運営に関する協議会会議録

令和4年2月3日開催

高崎市市民部保険年金課

令和3年度高崎市国民健康保険事業の運営に関する協議会会議録（第2回）

1 日 時 令和4年2月3日（木曜日）午後3時00分から

2 場 所 高崎市役所 3階 第31会議室

3 議 事

（1）議題

高崎市国民健康保険税の税率改定について

（2）報告事項

①令和4年度（2022年度）高崎市国民健康保険事業特別会計予算（案）について

②国民健康保険制度改正について

③国民健康保険被保険者証と高齢受給者証の一体化について

出席委員

- ・被保険者代表 新井 眞一・岡田 恵子・續木 美和子・小田澤 道子
今井 隆、長谷川 美由紀
- ・保険医又は
保険薬剤師代表 岡本 克実・有賀 長規・林 信義・黒田 真右・山本 敬之
- ・公益代表 中島 輝男・根岸 赴夫・樋口 哲郎・後藤 彰・丸山 覚
- ・被用者保険等
保険者代表 齋藤 敦匡

欠席委員

- 井田 順子（保険医又は保険薬剤師代表）
- 追川 はるえ（公益代表）
- 成田 直人・塩谷 聡（被用者保険等保険者代表）

保険者代表

会議に参加したもの

- 市民部長・保険年金課長・財政課長・納税課長・健康課長
- 保険年金課国保担当係長・保険年金課資格賦課担当係長
- 保険年金課医療給付担当係長・納税課滞納整理担当係長

事務局

- 保険年金課庶務担当係長・庶務担当主査1名・庶務担当主任主事2名

(議長)

ただいまより、会議を始めたいと思います。会議に先立ちまして、諸般の報告をいたします。追川委員、塩谷委員、成田委員、井田委員から、都合により欠席する旨の連絡がございました。

なお、運営協議会の会議につきましては、高崎市情報公開条例に基づき公開としておりますので、ご承知おきいただきたいと思います。会議開催の事前公表につきましては、1月15日号の広報高崎で行っております。次に会議録署名委員ですが、小田澤委員、黒田委員をご指名いたします。両委員、よろしく申し上げます。

それでは、さっそく議事に入りたいと思いますが、本日は議題が1件と報告事項が3件でございます。

まず初めに 議題の「高崎市国民健康保険税の税率改定について」でございますが、こちらは市長から諮問を受けております。委員の皆様には、十分ご審議いただきまして、本日の会議で答申について決めてまいりたいと考えておりますので、ご協力の程よろしくお願ひいたします。

では、議題の「高崎市国民健康保険税の税率改定について」を事務局から説明をお願いいたします。

(保険年金課長)

保険年金課長の高橋でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。説明が少し長くなりますので、着座にて失礼させていただきます。

それでは、議題の高崎市国民健康保険税の税率改定につきまして、ご説明させていただきます。

資料の1ページをお開きください。高崎市国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第2条の規定により、市長より諮問がありましたので、ご審議をお願いするものでございます。次に見てください。資料が変わりまして、「諮問書の写し」をご覧くださいと思います。なお、諮問については、1月25日付、当協議会の中島会長宛て諮問書を提出させていただきました。

諮問書の表紙をめくっていただき、1ページをご覧ください。

1の諮問事項でございますが、「高崎市国民健康保険税の税率改定」に関する諮問となります。

2の具体的な改定内容でございますが、(1)として医療給付費分に係る均等割額と平等割額を引き下げるもので、均等割額を24,200円とし、平等割額を21,400円とするものでございます。(2)として医療給付費分に係る資産割を廃止するものでございます。(3)として医療給付費分と後期高齢者支援金分に係る所得割の配分を見直すもので、医療給付費分の所得割の税率を100分の6.4とし、後期高齢者支援金分の所得割の税率を100分の2.2とするものでございます。(4)として改定時期は、令和4年4月1日とし、令和4年度国民健康保険税から適用するというものでございます。

詳細につきまして、次の「3 国民健康保険税率の改定案」をご覧ください。こちらの表に現行税率と税率改定案の比較を掲載しております。まず、区分欄の上段にあります医療給付費分の均等割と平等割の欄をご覧ください。均等割額については、被保険者一人当たりとなりますが、現行の25,000円から24,200円に800円引き下げ、平等割額については、一世帯あたりとなりますが、現行の23,500円から21,400円に2,100円引き下げるものでございます。続いて、その上の欄にあります資産割については、現行の10.0%から廃止とし、10.

0%引き下げとなるものでございます。最後に、医療給付費分と後期高齢者支援金分の所得割については、医療給付費分の所得割の税率を100分の6.8から100分の6.4に引き下げ、後期高齢者支援金分の所得割の税率を100分の1.8から100分の2.2に引き上げるものでございます。こちらは、医療給付費分から後期高齢者支援金分へ税率0.4%を移し替えている形となっておりますが、賦課される対象者が同一であり、実質的な影響はほとんどないものと考えております。

次のページをご覧ください。4の改定理由でございます。まず1点目といたしまして、「コロナ禍の影響に伴い被保険者の家計に占める保険税負担感が重くなっている。」というものでございます。日本で最初に新型コロナウイルス感染症の感染が確認されてから、2年が経過しましたが、次々に変異株が発生し、いまだに収束の兆しが見ておりません。現在も第6波に突入し、オミクロン株が猛威を振るっております。コロナ禍により長期間にわたり経済活動が停滞しており、今後も雇用・就業に多大な影響を及ぼすことが懸念されております。また、物資の供給不足や資源価格の上昇に伴い、じわじわと物価が上昇しており、被保険者の生活にも影響が及び始めております。

国民健康保険の被保険者は、制度的に高齢者、低所得者の構成比率が高く、また自営業者や小規模事業者等が多く加入していることもあり、コロナ禍の影響や物価上昇による影響を直に受けやすく、コロナ禍がいつまで続くか見通しが立たない中、被保険者の家計に占める保険税の負担感は日々重くなってきているものと認識しております。

続きまして、2点目といたしましては、「国民健康保険基金の積極的な活用」というものでございます。国民健康保険基金は、国保特別会計の財政運営に支障が生じた場合に活用するために設置されているもので、これまで国保改革により被保険者の保険税が増加することがないように税率を維持し、不足する分については、基金から繰り入れることで対応してきたところでございます。基金の活用に伴い、毎年度、基金残高の減少が続いておりましたが、コロナ禍での受診控えにより医療給付費の伸びが鈍化したことなどによる、基金の取り崩し額の減少等もあり、令和2年度決算後の基金残高は、50億2,150万8,969円と、一定程度の額を確保できたものと考えております。そこで基金の活用の幅を広げ、被保険者の負担軽減を図る必要があるものと考えております。

続きまして、3点目といたしましては、「資産割の廃止」でございます。資産割は、固定資産税に課税する性格上、住まい等の所得を生まない土地や家屋にも課税されてしまうため、収入が少なくても保険税が高額となる場合があります、大きな負担と言われてきました。また、平成28年3月に策定されました群馬県国民健康保険広域化等支援方針において、標準的な保険税算定方式として資産割を除く3方式への移行を目指す方向性が示されており、県内では、近年、この方針に従い廃止する市町村が多数を占めております。

続きまして、4点目といたしましては、「医療給付費分及び後期高齢者支援金分の所得割の税率見直し」でございます。医療給付費分及び後期高齢者支援金分に係る賦課状況は、高齢化に伴い医療費負担のバランスに偏りが生じており、医療給付費分については、基金の繰り入れを必要としていませんが、後期高齢者支援金分については、現在、基金からの繰り入れ等で賄っている状況でございます。団塊の世代が後期高齢者となる中、後期高齢者支援金分に係る負担は、今後、

より一層増加することが見込まれており、本来の負担に見合ったものに近づけていく必要があるわけでございます。ただ、今回は被保険者の保険税負担を増やさず、負担を軽減することが大前提であるため、ほぼ影響がない所得割の税率を医療給付費分と後期高齢者支援金分で調整することで、賦課区分ごとのバランスを整えていきたいというものでございます。

このような理由から 高崎市国民健康保険事業の安定経営を図りつつ、被保険者の負担軽減を図るため税率の改定を行うものでございます。

続きまして、諮問書から資料に戻りまして、資料2ページをお開きください。現行税率と税率改定案により試算した調定額の比較でございます。

医療給付費分から見ていきますと、現行税率による年間調定額が51億7,045万1千円であるのに対し、改定案では、46億8,194万3千円となり、増減額としましては、4億8,850万8千円の減額で、率にして9.4%の引下げとなります。改定案に関して、課税区分ごとに状況を見てみます。まず、均等割でございますが、800円引き下げたことにより、約6,000万円の減額、率にして3.2%の引き下げとなっております。平等割につきましては、2,100円引き下げたことで、約9,700万円の減額、率にして8.9%の引き下げとなっております。資産割につきましては、廃止したことにより約2億5,800万円の減額でございます。所得割でございますが、下段の後期高齢者支援金分の所得割と同額が増減しております。

次に、後期高齢者支援金分を見てみますと、現行税率の年間調定額が、13億4,731万1千円であるのに対し、改定案では、14億9,551万2千円となり、1億4,820万1千円の増額で、率にして11%の引上げとなります。合計といたしましては、3億4,030万7千円の減額で、5.2%の引き下げとなります。

続きまして、一人当たりと一世帯当たりの平均賦課額となりますが、改定案では、現行税率よりも一人当たり平均の合計額で4,475円、4.1%の引き下げ、一世帯当たり平均で6,928円、4.3%の引き下げとなっております。但し、実際の賦課額については、各々の世帯における被保険者数や所得の状況によって異なります。

続いて、被保険者への具体的な影響でございます。3ページをお開きください。5パターンのモデルケースで、それぞれ引下げ額を算出しております。一番上の30歳代ひとり親世帯、子供2人、給料収入約150万円のケースでは、2,200円の引下げとなり、引下げ率は2.07%となります。二番目の40歳代夫婦、子供2人、給料収入約280万円、固定資産税額5万円のケースでは、9,300円の引下げとなり、引下げ率は2.99%となります。以下、モデルケースごとに、お示ししたとおり全てのケースで減額となる見込みでございます。

なお、今回の税率改定では、医療給付費分の資産割、均等割、平等割の3項目を引下げますので、幅広い被保険者に税率引下げの影響が及ぶこととなります。また、引き下げに伴い不足する財源につきましては、基金からの繰り入れで賄うこととしております。

なお、本日、ご審議いただき答申をいただけましたら、令和4年第1回高崎市議会定例会に高崎市国民健康保険税条例の条例改正議案として提出させていただく予定となっております。

以上で議題の説明を終わらせていただきます。

続きまして、事前にお送りした資料の通知の中で、事前に質問の提出をお願いしておりましたが、2点の質問がありましたので、引き続きご説明させていただきます。最初のご質問でござい

ますが、「健康保険税の改定を議論するにあたり、今後の支出、医療給付費や支援金等と収入、保険料収入等の中期的な見込み等をお示しいただけるとありがたい」というご質問につきまして、事務局からご説明させていただきます。

支出の医療給付費や後期高齢者支援金等の県への事業費納付金額については、平成30年度から国が示す係数に基づいて県が算出しておりますが、医療給付費分につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う受診控えの影響により減少した令和3年度を除きまして、一人当りの医療給付費は増加しております。しかし、その増加分よりも被保険者の減少の影響が上回るため総額は概ね1%程度の減少となっております。後期高齢者支援金等につきましても、県へ算入される公費等の影響により減少の傾向となっております。一人当りの医療給付費は、今後も高齢化の進展や医療の高度化などによりまして増加が見込まれています。一方、来年度から団塊の世代が後期高齢者医療制度に移ること、また、被用者保険の適用拡大など、被保険者の減少幅が増す要因もありますので、今後も総額の減少傾向は続くものと予想されます。

また、歳入の国保税収入につきましては、主な要因としましては、被保険者数の減少に伴い、令和2年度、3年度で約3%減少しております。今後も高齢化などによる減少傾向は続くものと予想しております。これまでに実績や今後の見込み等を勘案して5年後の基金残高については、30億円程度を見込んでいます。以上が1点目の質問に対するご説明とさせていただきます。

もう一つの保健事業についてのご質問につきましては、健康課からご説明させていただきます。

(健康課長)

2点目の質問でございますが、「コロナ禍の状況の中で受診控えや生活環境の変化などを踏まえて、より積極的、効果的な保健事業の推進をお願いします。」というご意見がございましたので、ご説明させていただきます。

特定健診・特定保健指導等の保健事業においては、コロナ禍におきましても市民の健康づくりに寄与できますよう、引き続き地域・職域の連携の強化を図りながら、より積極的・効果的な事業の推進に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。貴重なご意見ありがとうございました。

(保険年金課長)

議題についての説明は以上となります。ご審議の程よろしく願いいたします。

(議長)

説明は、終わりました。これより質疑に入りますが、事前にいただいていたご質問についても、説明がありましたので、その辺も含めて、ご質問並びにご意見等がありましたら併せてお願いしたいと思います。

(A 委員)

先ほど説明がございましたけど、他の市町村と比べて本市の税率はどうなんでしょう。

(保険年金課長)

実績ということで令和2年度の1人当たりの調定額では、県内12市で比べますと、本市は上から8番目ということになってはいますが、今回の改定後の試算で当てはめて見ますと、上から10番目になります。町村も含めた35市町村で見ますと、現在の21番目が、大体27番目となるのではないかと見込んでいます。

(議長)

他にご質問等はありませんか。他にご質問等がないようでございますので、議題については質疑を終結いたします。

それでは、ご審議いただいた「高崎市国民健康保険税の税率改定」の諮問について、答申を取りまとめさせていただきます。委員の皆様からご意見等をいただきましたが、ご意見といたしましては、皆様、賛成されているようでございますので、本協議会としましては、諮問された税率改定案のとおり答申したいと思います。賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

挙手全員であります。よって、諮問の税率改定案のとおり答申したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。なお、文案については、会長である私に一任いただきたいと思います、よろしいでしょうか。

— 異議なし —

ありがとうございます。それでは文案を早急に取りまとめ、市長へ答申いたします。

続きまして、報告事項に移りますが、事務局は感染予防対策のため、説明に要する時間を考慮していただき、簡潔な説明に努めていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

「報告事項① 令和4年度高崎市国民健康保険事業特別会計予算(案)について」を事務局から説明をお願いいたします。

(保険年金課長)

報告事項①「令和4年度高崎市国民健康保険事業特別会計予算(案)について」ご説明させていただきます。

資料の4ページをご覧くださいと思います。令和4年度の予算額は、一番下の合計340億5,802万4千円で、昨年度と比較して2億8,122万6千円、率にして0.8%の増でございます。

各項目の詳細につきましては、次ページ以降でご説明いたしますので、5ページの「予算(案)の説明 <歳入>」をお開きください。

区分1の「国民健康保険税」は、全体で65億8,022万6千円、前年度と比べ2億5,186万9千円、3.7%の減となります。先ほど諮問させていただきました税率改定が大きく影響しており、減額となっております。また、その他の要因としまして、被保険者の減少も影響しております。本日、机上に配付いたしました別紙資料の(1)のグラフをご覧くださいと思います。

す。このグラフは、国民健康保険の被保険者数と世帯数の推移を表したもので、毎年右肩下がりに減少している状況がおわかりいただけると思います。令和4年度からは団塊の世代が75歳に到達しはじめ、後期高齢者医療に移る人が多くなることや10月から被用者保険の適用拡大が実施されることなど、被保険者の減少に大きな影響を与えております。

4番目の「県支出金」の「普通交付金」は、6ページ「歳出」の区分2の「保険給付費」のうち「出産育児一時金」と「葬祭費」などを除いた経費について、全額県から交付されるもので、232億4,465万7千円を計上いたしました。「特別交付金」は、各項目とも市町村の取り組みに対して交付されるものでして、合わせて4億9,220万9千円といたしました。

6番目の「繰入金」のうち「保険基盤安定繰入金」は、17億968万円を計上いたしました。これは、国税の軽減措置の減額分及び低所得者数に応じて国・県・市で支援していただくものでございます。続きまして、新規の科目となります「未就学児均等割保険税繰入金」は、1,816万3千円を計上しております。令和4年度から実施される、未就学児の均等割の軽減措置により5割軽減された減額分を国・県・市で支援していただくものでございます。なお、この制度改正については、この後、報告事項②の中で、改めてご説明させていただきます。「一般会計繰入金」は、繰入れのルールに基づいた事務費等になります。「基金繰入金」は、先ほど諮問させていただきました税率改定を実施したことにより不足する分と納付金や保健事業などに要する費用について、保険税収入等だけではまかなえない分を補填するため、国民健康保険基金を活用させていただくもので、11億3,061万6千円を計上しております。

続きまして6ページの「歳出」をご覧くださいと思います。

区分2番目「保険給付費」は、合計で233億5,989万9千円を計上いたしました。前年度に比べて8,555万8千円、0.4%の減少になります。別紙資料の(2)のグラフをご覧ください。右側の棒グラフは、被保険者一人当たりの療養諸費用額で、医療の高度化や高齢化の進展などもあって、毎年伸びている状況が見受けられましたが、令和2年度を見ますと、減少に転じております。特に、65歳以上の減少が顕著に表れており、こちらは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、医療機関への受診控えが起きたことによるものと考えております。令和4年度予算では、被保険者数の減少に加え、新型コロナの影響等により一人当たりの医療費の伸びが鈍化していることもあり、総額としては昨年度と比べ減少しているものでございます。

3番目の「国民健康保険 事業費納付金」98億8,324万7千円は、国民健康保険税や保険基盤安定繰入金など関係する収入を合わせ、財政主体である群馬県に納付するものになります。

4番目の「保健事業費」は、「特定健康診査等事業費」や「人間ドック検診費補助金」などの経費を計上しております。その他、各項目に所要の額を計上しております。

以上で、予算(案)の各項目についての説明は終わらせていただきまして、次に7ページの「国民健康保険事業費納付金等の算定について」をご覧くださいと思います。

平成30年4月に国民健康保険事業の広域化が始まって以降、保険給付の財源として市町村が都道府県に納める「納付金」と、その「納付金」の基礎になる国民健康保険税の税率を市町村が決定する際に参考とする「標準保険料率」は、毎年度、都道府県から市町村に示すことになっております。昨年12月末に国から令和4年度の係数が示されたことを受け、群馬県で算定した本市の結果が示されましたのでご報告させていただきます。

(1)の「群馬県における納付金等の算定の流れ」につきましては、決定までの経緯を記載したもので、本日は説明を省略させていただきますので、後ほどご確認いただければと思います。

(2)の「国民健康保険事業費納付金等の算定結果」をご覧ください。①の表は、本市に示された一般被保険者分の納付金額の算定結果です。医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分を合わせ98億8,324万7千円で、昨年度に比べ3億5,967万6千円ほど増加しております。増加の要因は、保険給付に係る一人当たりの経費の伸びや被保険者数の減少など様々な影響が考えられますが、令和3年度の納付金が新型コロナの影響等を考慮した結果、本来より低い金額が算定されたため、4年度との比較では、相対的に増加したのではないかと考えられます。

8ページの②には「激変緩和措置」の金額を載せております。群馬県では、平成28年度に制度が施行されていたものと仮定した場合の納付金相当額をベースに、各年度の納付金算定額を比較して、自然増よりも負担が上昇する市町村に対して、国と県で公費を投入する激変緩和措置を行うことになっております。別紙資料の(3)のグラフをご覧ください。一人当たりの納付金額と激変緩和措置額の推移を表しております。棒グラフは、左側が実際に本市に示された激変緩和措置後の金額で、右側が本来必要な激変緩和措置前の金額になります。この差分が一人当たりの激変緩和措置額として、算定上、公費が組み込まれております。また、折れ線グラフは、本市に交付される総額の推移を表したものです。見てお分かりのように、本市では、令和3年度から激変緩和措置は、適用されておられません。

③は、県から示された「標準保険料率」でございます。標準保険料率とは、納付金額を満たすためには、このくらいの税率で課税しないと収入が不足します、として示されるものです。令和4年度の標準保険料率を改定後の本市の税率と比較していただくとおわかりいただけると思いますが、医療分の平等割額で若干本市が上回っておりますが、その他の項目では標準保険料率が上回っている状況にあります。別紙資料の(4)のグラフをご覧ください。一例として、「40代の夫婦と子ども2人の世帯で給与収入が約420万円、固定資産税5万円」のモデル世帯での税額の違いを表してみました。標準保険料率で計算した場合、令和4年度の比較で、10万3,900円、率にして23.4%も改定後の本市の税率より高くなってしまうこととなります。他にも、世帯構成などを変えて複数想定して税額を算出しましたが、いずれも同様の結果となっております。

以上のことから、令和4年度の国民健康保険特別会計予算(案)につきましては、コロナ禍の影響がいつまで続くか見通しが立たない中、先ほどの諮問のとおり、国民健康保険税を引き下げ、被保険者の負担軽減を図りつつ、今後も高崎市国民健康保険事業の安定経営に努めていくものでございます。

以上、「令和4年度の高崎市国民健康保険事業特別会計予算(案)」の概要説明になります。

よろしく願いいたします。

(議長)

説明は、終わりました。これより質疑に入ります。ご質問並びにご意見等がありましたらお願いいたします。

ご質問等がないようなので、報告事項①について質疑を終結いたします。

続きまして、「報告事項② 国民健康保険制度改正について」を事務局から説明願います。

(保険年金課長)

それでは、報告事項②「国民健康保険制度改正について」をご説明させていただきます。資料の10ページをご覧ください。初めに「(1) 出産育児一時金について」でございます。

出産育児一時金の支給につきましては、健康保険法施行令の規定に準じて定めており、今般、健康保険法施行令の改正により、令和4年1月1日以降の出産から、出産育児一時金が40万4千円から40万8千円に引き上げられたことに伴い、本市の支給額も同様に変更したものでございます。

改正の概要でございますが、出産育児一時金は、40万4千円の他、産科医療補償制度の対象となる出産には、加算分として制度の掛金相当額にあたる1万6千円を加え、総額42万円を支給しております。今回、この掛金が見直され、加算額が掛金に相当する1万2千円に引き下げられたため、少子化対策としての重要性を鑑み、出産育児一時金を4,000円引き上げ、加算額を含めた支給総額である42万円を維持することとされたものでございます。出産育児一時金の区分ごとの現行と改正後の支給額の比較については、表のとおりでございます。

次に、資料の11ページをお開きください。「(2) 国民健康保険税の限度額について」でございます。

令和4年度地方税法施行令の一部改正に伴い、国保税の限度額の変更が予定されております。なお、公布は、令和4年3月末の見込みとなります。国民健康保険税は、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」で、負担の公平の観点から、国民健康保険法を除く医療保険各法における標準報酬月額等と合わせて、国民健康保険税の上限額の引き上げについて、課税限度額に達する世帯割合を1.5%に段階的に近づけるとの方針が示されているところでございます。昨年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で医療費推計もできない中、限度額引き上げについては、難しいと判断され据え置かれておりましたが、令和4年4月からは表のとおり、医療分で2万円、支援分で1万円、合わせて3万円の引き上げが予定されております。なお、軽減措置につきましては、昨年に引き続き据え置きとなっております。

最後に資料の12ページをご覧ください。「(3) 未就学児の均等割保険税の軽減措置について」でございます。

国保被保険者世帯の少子化対策、子育て世帯の経済的負担額の軽減を図るため、令和4年4月1日から実施するもので、未就学児に係る均等割額を減額し、その減額相当額を公費で支援するものでございます。概要でございますが、この軽減措置は、未就学児の人数や所得要件などは設けず、一律に実施されるもので、軽減割合は、均等割額の5割を軽減することとなっております。現在、実施されている低所得者世帯に対する均等割額の7割軽減、5割軽減、2割軽減に該当している場合は、7, 5, 2割軽減をした後の均等割額に対して未就学児の5割軽減を行います。そのため実質的には、7割軽減は、8.5割、5割軽減は、7.5割、2割軽減は、6割の軽減が行われることとなります。下段の表に「本市の均等割額」を記載しておりますが、今回の税率改定案を基に軽減後の1人当たりの均等割額を示したものとなりますので、後程、ご覧いただければと思います。最後に財源ですが、軽減措置により不足する財源につきましては、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1を負担することとなっております。

説明は、以上となります。よろしくお願ひいたします。

(議長)

説明は、終わりました。これより質疑に入りますが、ご質問並びに意見等がございましたらお願ひします。

ご質問がないようですので、報告事項②について質疑を終結いたします。

続きまして、「報告事項③ 国民健康保険被保険者証と高齢受給者証の一体化について」を事務局から説明をお願ひいたします。

(保険年金課長)

それでは、報告事項③「国民健康保険被保険者証と高齢受給者証の一体化について」をご説明いたします。説明資料の13ページをお開きください。

本市では、70歳から74歳までの方の利便性などの観点から証の一体化に向けて、群馬県や県内市町村と協議を進めてきたもので、令和4年8月1日から被保険者証に高齢受給者証の機能を持たせる形で、県内市町村一斉に実施されるものでございます。現在、70歳から74歳の方が医療機関を受診する場合には、(1)の記載にありますとおり、被保険者証と負担割合が記載された高齢受給者証を合わせて、提示する必要がありました。しかし、今回の証の一体化により被保険者証兼高齢受給者証のみの提示で済むこととなり、利便性につながるというものでございます。

新しい証につきましては、(2)一体化後の証の様式をご覧ください。基本的に大きさや様式は現在の被保険者証と変わりません。赤字で記載されている箇所が、一体化により新たに記載が追加される箇所でございます。新たに負担割合や高齢受給者証である旨を記載し、二つの証の機能を持たせております。

有効期限につきましては、8月1日から7月31日までの1年間となります。これまで被保険者証は10月1日から1年間の有効期限でしたが、高齢受給者証の負担割合の判定時期に合わせる必要があるため、高齢受給者証の有効期限に合わせることになったものでございます。

説明は、以上となります。よろしくお願ひいたします。

(議長)

説明は、終わりました。これより質疑に入りますが、ご質問並びにご意見等がありましたらお願ひします。

ご質問がないようですので、報告事項③について質疑を終結いたします。

最後になりますが、「その他」でございますが、会議全体につきまして、何かご意見等ございましたらお願ひいたします。何かございますか。よろしいでしょうか。

これで、本日の案件は、全て終了となります。皆様のご協力により滞りなく終了することができました。ご協力ありがとうございました。